

青森県庁議運営規程

〔昭和37年4月26日 青森県訓令甲第17号〕

第一条 県政運営の基本方針を審議するとともに、これが総合調整を行ない、もつて県政の効率的遂行を図るため庁議を置く。

第二条 庁議は、知事、副知事、病院事業管理者、部長、危機管理局長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長、出納局長及び地域県民局長をもつて構成する。

2 教育長及び警察本部長は、庁議に出席できるものとする。

3 庁議は、知事が主宰する。ただし、知事が主宰できないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定による順序により、副知事が主宰する。

4 次の表の上欄に掲げる職にある者が不在のときは、同表の下欄に掲げる職にある者が代理する。

病院事業管理者	病院局長
部長	部長が指名する次長
危機管理局長	危機管理局次長
観光国際戦略局長	観光国際戦略局次長
エネルギー総合対策局長	エネルギー総合対策局次長
出納局長	出納局次長
地域県民局長	地域連携部長
教育長	教育長が指名する教育次長
警察本部長	警務部長

第三条 総務部次長及び秘書課長並びに知事が命じた職員は、庁議に出席するものとする。

第四条 庁議に付議する事案(以下「付議事案」という。)は、次のとおりとする。

- 一 県政運営に関する基本方針及びこれに係る事業執行計画に関する事項
- 二 予算編成方針に関する事項
- 三 重要新規事業その他重要施策に関する事項
- 四 法令の改廃等により、県の事業運営に特に重大な影響を与える事項
- 五 県の制度又は行政機能に特に重大な影響を与える事項
- 六 各部局及び他の執行機関等相互間において、総合調整を要する重要事項

第五条 庁議に報告する事案(以下「報告事案」という。)は、次のとおりとする。

- 一 庁議で決定した事項の執行状況に関する事項
- 二 知事の指定した事項
- 三 その他重要な事項

第六条 庁議は、毎月第一月曜日を定例日として開催する。ただし、必要がある場合は、その都度開催するものとする。

2 定例日が青森県の休日に関する条例(平成元年三月青森県条例第三号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、その翌日以後のその日に最も近い当該県の休日でない日に開催するものとする。

第七条 付議事案及び報告事案は、庁議の当日配付する。ただし、必要があると認められるものについては、あらかじめ配付するものとする。

第八条 庁議は、非公開とする。

第九条 病院事業管理者、部長、危機管理局長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長、出納局長、地域県民局長、教育長及び警察本部長は、所管事務について付議事案及び報告事案があるときは、その要旨及び資料を、庁議開催の日の五日前までに秘書課担当の総務部次長に送付するものとする。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

第十条 秘書課担当の総務部次長は、庁議の能率的運営を図るため、あらかじめ付議事案及び報告事案を調整し、会議の進行の事務をつかさどるものとする。

第十一条 秘書課長は、庁議の結果を記録しておかなければならない。

第十二条 庁議に関して発表の必要があるものについては、知事又は知事が指名した職員が発表するものとする。